

横浜市環境影響評価条例の第2分類事業判定基準等について

【横浜市環境影響評価条例（抄）】

第2章 方法書作成前の手続

第2節 第2分類事業に係る判定

第15条 第2分類事業を実施しようとする者は、規則で定めるところにより、その氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに第2分類事業の名称、種類及び規模、第2分類事業が実施されるべき区域その他第2分類事業の概要を書面により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があつたときは、審査会に対し、当該届出に係る第2分類事業が環境に及ぼす影響について調査審議させるため諮問しなければならない。

第16条 市長は、前条第1項の規定による届出があつたときは、規則で定める判定の基準により、当該届出に係る第2分類事業についての判定を行い、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるときは第1号の措置を、おそれがないと認めるときは第2号の措置をとらなければならない。

(1) この条例(この章を除く。)の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続が行われる必要がある旨及びその理由を、書面をもって、当該届出をした者に通知すること。

(2) この条例(この章を除く。)の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続が行われる必要がない旨及びその理由を、書面をもって、当該届出をした者に通知すること。

【横浜市環境影響評価条例施行規則（抄）】

第2章 方法書作成前の手続

第2節 第2分類事業に係る判定

(第2分類事業の判定基準等)

第15条 条例第16条第1項(同条第2項及び第40条第2項において準用する場合を含む。)の規定による判定については、当該判定に係る第2分類事業が 次の各号のいずれかに該当するときは、条例第2条第1号の環境影響(以下「環境影響」という。)の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

(1) 環境情報及び地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、当該第2分類事業が 実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の1以上の環境の構成要素(以下「環境要素」という。)に係る環境影響を受けやすいと認められる対象が存在し、又は存在することとなることが明らかである と判断され、かつ、当該第2分類事業の 内容が当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがある こと。

ア 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい地域

イ 学校、病院、住居が集合している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

ウ 自然度が高い植生の地域又は野生生物の重要な生息地若しくは生育地

(2) 当該第2分類事業が 実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の1以上の環境要素に係る環境の保全を目的として法令又は条例により指定された対象が存在し、かつ、当該第2分類事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがある こと。

ア 首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)第3条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域

イ 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条第1項の規定により定められた特別緑地保全地区の区域

ウ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第7号の規定により定められた風致地区の区域

エ 森林法(昭和26年法律第249号)第5条第2項第1号の規定により定められた森林の区域

オ 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号の規定により定められた農用地等として利用すべき土地の区域

カ 緑の環境をつくり育てる条例(昭和48年6月横浜市条例第47号)第6条第1項の規定により指定された保存すべき緑地(告示が行われた市民の森及びふれあいの樹林に限る。)

キ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区の区域

ク 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定された重要文化財(建造物に限る。)又は同法第69条第1項の規定により指定された史跡、名勝若しくは天然記念物(動物又は植物の種を単位として指定される場合における当該種及び標本を除く。)

ケ 神奈川県文化財保護条例(昭和30年神奈川県条例第13号)第4条第1項の規定により指定された神奈川県指定重要文化財(建造物に限る。)又は同条例第31条第1項の規定により指定された神奈川県指定史跡、神奈川県指定名勝若しくは神奈川県指定天然記念物(動物又は植物の種を単位として指定される場合における当該種及び標本を除く。)

コ 横浜市文化財保護条例(昭和62年12月横浜市条例第53号)第6条第1項の規定により指定された横浜市指定有形文化財(建造物に限る。)又は同条例第40条第1項の規定により指定された横浜市指定史跡、横浜市指定名勝若しくは横浜市指定天然記念物(動物又は植物の種を単位として指定される場合における当該種及び標本を除く。)

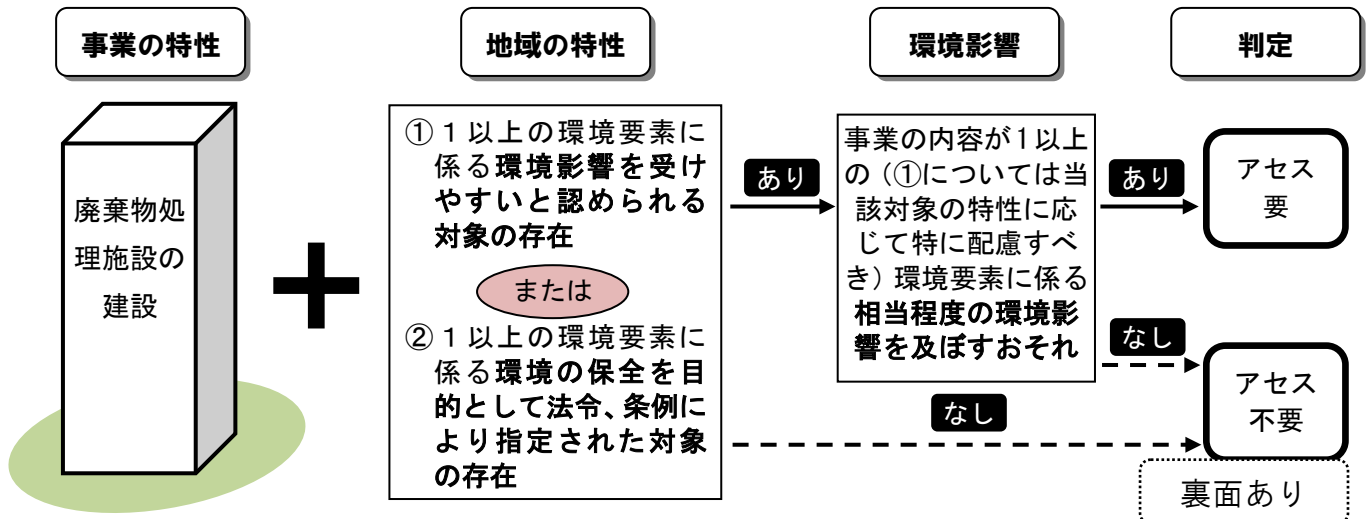
第2分類事業の判定基準について

1 判定基準のイメージ

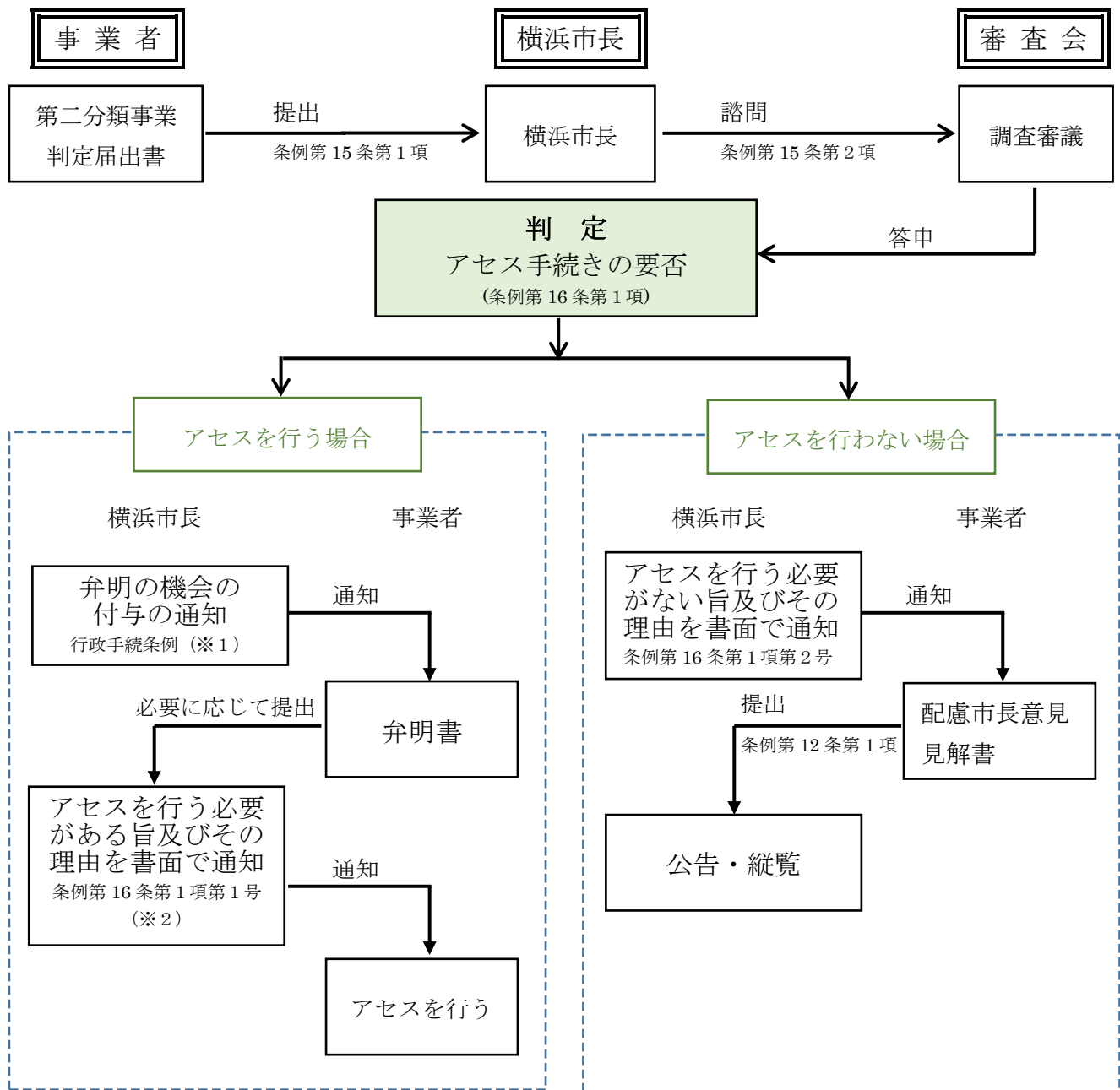


※上記①、②のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものと認める。→アセスメントを行う必要がある。

2 判定の検討の流れ



判定とその後の手続



※1 行政手続条例上の不利益処分にあたると思われるため、あらかじめ行政手続条例の規定による弁明の機会の付与が必要になる。

※2 行政不服審査法に基づき、異議申立て及び訴訟の提起ができる旨を併せて書面で通知する。